

2025年度の業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保について

[大阪市職経済局支部 本交渉]

日 時 令和7年3月19日（水）午後4時40分から
場 所 万博推進局会議室
出席者 所属 総務課長以下
支部 支部長以下

（所属：担当係長）

それでは、10月16日に申入れのあった事項について、口頭による事項も含めて、当局の考え方を回答いたします。

（所属：総務課長）

平素は、支部長をはじめ、大阪市職員労働組合経済局支部の皆様方には、当局の円滑な業務執行に関し、何かとご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、申入れに対する当局の考え方について、回答いたします。

令和7年度の業務執行体制に関しまして、事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編等については管理運営事項であり、職制が自らの判断と責任において行うものではありませんが、業務執行体制の確立にあたっては、今後見込まれる事務事業の精査を行い、業務内容と業務量に見合った執行体制を構築していきたいと考えています。

令和7年度につきましては、4月13日に大阪・関西万博の開幕を迎え、万博推進局及び博覧会協会における業務執行体制の強化を予定しております。

時間外労働時間の縮減につきましては、全庁的な取組みである「時間外勤務の縮減にかかる方針」に沿って職制として取り組むべき重要な事項であると認識しており、適切な時間外勤務の執行管理に取り組むとともに、年次休暇につきましても、引き続き、計画的な休暇取得の促進及び休暇を取りやすい職場環境づくりに努めてまいります。また、労働安全衛生対策として衛生委員会を定期的を開催し、職員の健康増進に努めてまいります。

会計年度任用職員につきましては、総務部における庶務・経理等に関する補助業務にかかる職において任用を行っているところです。会計年度任用職員の任用などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものでありますが、業務内容や業務量を勘案のうえ、引き続き適切に行ってまいります。

それ以外の事項につきましては、当局には具体的な交渉事項がないか、あるいは市職本部と総務局間での協議事項であるか、あるいは職制が主体性をもって取り組むべき事項であると認識しております。

(組合：支部長)

ただ今、「行政サービスの低下をきたさず、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築しなければならない」とした基本的な考え方が示された。

我々としても、事務事業の再構築そのものを否定するものではないが、「人員マネジメント」に関わっては、申し入れの趣旨を踏まえ、あくまでも「仕事と人」の関係整理にもとづいた慎重な検討と、それに見合った要員配置を行うよう強く求めておきたい。

また、「事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行う」とするならば、行政責任と使用者責任が十分果たされることは当然であり、勤務労働条件に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改編などを行った場合については、「自らの判断と責任」に至った考え方について、情報提供を行うよう求めるとともに、人員マネジメントにおける削減状況と業務執行体制との関係について整理された時点で説明を求めておく。支部としては、現時点で判断に至る情報が全て示されるものではなく、今回示された内容から乖離し職場混乱をきたしていないかなど、我々としても引き続き状況を注視してまいりたいと考える。そのうえで、「2025年度の業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保について」は本交渉において、3月12日の交渉において確認した以外は、勤務労働条件の変更はないこと（交渉事項なし）を確認しておくが、今後も職員の勤務労働条件に変更が生じた際には、誠意を持って協議・交渉を行うことを改めて求めておく。

また最後に、本日の内容については、新年度が差し迫っていることもあり、職場混乱が生じないよう、所属の責任として速やかに説明しておくよう再度求めておく。